

児童扶養手当

■**手当の目的** ひとり親家庭の生活の安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

■**受給要件** 次の条件に当てはまる児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者、又は満20歳未満で一定の障害の状態にある者）を監護している父又は母や、父又は母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

ただし、児童が父又は母の配偶者に養育されているときなどは、受給できません。

- ① 父母が婚姻を解消し、父又は母と生計を同じくしていない児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が重度の障害（国民年金の障害等級1級程度）にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父又は母が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦ 母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧ 父母とも不明である児童

※事実婚（法律上の婚姻でなく内縁関係）が認められるときは、支給要件に該当しない場合もあります。

■**手当の額** 児童1人のとき 45,500円（所得に応じて減額となります。）
2人目以降は1人につき10,750円加算されます。

※令和6年11月1日以降

■**支払時期** 1月、3月、5月、7月、9月、11月（各月とも11日、土・日・祝日のときはその前日）の年6回、それぞれ支払月の前月分までの2か月分が金融機関の口座に振込まれます。※手当の支給開始は、**認定請求をした月の翌月**からです。

■**支給制限** 受給者本人の前年分の所得が限度額を超えるときは、その年度は、手当の全部又は一部が支給停止になります。

■**現況届** 毎年8月に現況届が必要です。※提出しないと手当が受けられなくなる場合もあります。

☆ 手当の請求に必要な書類

- ・預金通帳（受給者本人名義）
- ・戸籍謄本
- ・住民票謄本
- ・年金手帳
- ・マイナンバーカード又は運転免許証等）

※その他必要書類が個別に必要な場合がありますので、下記窓口までお問い合わせ下さい。

※年金受給をされている方は、年金証書、年金決定通知書、支給額変更通知書、年金額改定通知書等の写し等による証明が必要となります。

〔 1月1日現在の住所が上富良野町以外の方は前住所地発行の所得証明書）
※6月までの認定請求には前々年所得、7～9月は前々年と前年所得、10月からは前年所得となりますので、ご注意下さい 〕

■**申請窓口** 上富良野町こどもセンター内
保健福祉課子育て支援班（TEL45-6501）